

公認クロスカントリースキースキー指導員検定規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキースキー指導員規程第1条に基づき、公認クロスカントリースキースキー指導員検定に関し、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(実施)

第3条 クロスカントリースキースキー指導員検定（以下「検定会」という。）は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第4条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第5条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、クロスカントリースキースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(3) 検定員は、クロスカントリースキースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員、技術員、又は本連盟加盟団体のクロスカントリー普及活動に携わる者の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(4) 検定員は、クロスカントリースキースキー検定員3名以上で構成する

(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める

(会期)

第6条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

(会場・回数)

第7条 検定会の会場は、公認クロスカントリースキースキー検定員検定会と同じ会場で実施することを原則とし、同一年度内の受検は、1回限りとする。

(検定基準)

第8条 検定会の検定方法は講習検定会とし、実技講習と理論講習、実技テストと理論テストを行う。

2 検定会の検定基準は、別に定める。

(受検資格)

第9条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、次に掲げる各号に該当しなければならない。

(1) 受検する年度の4月1日時点で21歳以上

(2) 受検する年度の前年度までに、クロスカントリースキースキー級別テスト1級に合格した者

(特別推薦による受検)

第10条 以下の者は、前条第1項第2号に記載のクロスカントリースキースキー級別テスト1級に合格していなくても、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、加盟団体長より特別推薦書を本連盟に提出し、教育本部理事会の承認を

得て、検定を受検することができる。

(1) 以下の競技会に1回以上出場した者

- ①オリンピック
- ②世界選手権
- ③ワールドカップ
- ④アジア大会
- ⑤ユニバーシティーゲームズ

(2) 以下の競技会において6位以内の成績を3回以上収めた者

- ①全日本選手権（リレー競技は除く）
- ②国民スポーツ大会（リレー競技は除く）

2 特別推薦書の提出方法は、以下のとおりとする。

(1) 推薦希望者は、本連盟の会員登録完了後、所定の特別推薦書に出場大会名、種目、順位を付記し、その証拠書類を添付して、所属加盟団体経由で、本連盟に提出する。

(2) 本連盟への提出期限は、受検する年度の10月31日（土日祝日の場合は前営業日）とする。加盟団体への提出期限は各加盟団体で定める。

3 特別推薦により受検資格が認定された者は、当該年度のクロスカントリースキー指導員検定会の受検手続きを行い、検定を受検することができる。

（合格者の手続）

第11条 検定会の合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

（結果報告及び発表）

第12条 検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日	制定
平成12年 9月20日	改正
平成13年 9月28日	改正
平成15年 6月27日	改正
平成19年 7月 5日	改正
移行平成20年 9月16日	改正
平成22年 8月31日	改正
平成25年 7月 9日	改正
平成26年 7月15日	改正
平成29年 7月15日	改正
令和 2年11月 6日	改正
令和 3年 7月 7日	改正
令和 5年 7月 5日	改正
令和 5年 9月29日	改正

令和 6年 4月 12日 改正